

平成 25 年 7 月 5 日  
総務省政策統括官（統計基準担当）  
統計審査官室

## 第 11 回統計基準部会での指摘事項等への回答

### 【一般原則関係】

（問 1） 一般原則の「第 3 項 分類の基準」において『生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能など）』という記述があるが、SNA では、財もサービスも『生産』するものである。

（答）

- 1 ご指摘のとおり、国民経済計算体系（System of National Accounts 2008）においては、「財及びサービスの生産（production of goods and services）」という用語を用いており、「サービスの提供」という用語は用いられていない。

（参考） System of National Accounts 2008 抜粋

1.16 The current accounts record the production of goods and services, the generation of incomes by production, the subsequent distribution and redistribution of incomes among institutional units, and the use of incomes for purposes of consumption or saving.

（仮訳） 経常勘定は、財・サービスの生産、生産による所得の発生、それに引き続いて起こる制度単位間の所得の分配と再分配、および消費目的または貯蓄目的のための所得の使用を記録する。

- 2 一方で、上記の国民経済計算体系と同時期に改定された「国際標準産業分類 改定第 4 版（International Standard Classification of All Economic Activities, ISIC Rev. 4）」では、「サービスの生産」及び「サービスの提供」という用語が、どちらも使われている。

（参考） ISIC Rev. 4 抜粋

Part1: Introduction

32. Although each category in CPC is accompanied by a reference to the ISIC class in which the goods or services are mainly produced...

（仮訳） CPC(中央生産物分類)における各カテゴリーには、その財またはサービスが主として生産される ISIC の細分類が参考として併記されているが、

74 Other professional, scientific and technical activities

This division includes the provision of professional scientific and technical services (except...)

（仮訳） 74 その他の専門、科学及び技術サービス業

この中分類は、専門、科学及び技術サービス（…を除く）の提供を含む。

- 3 「サービスの生産」ないし「サービスの提供」という用語がどういう基準で使い分けられているか、上記の例では必ずしも定かではないが、国民経済計算体系の記述は理論的に厳密さを求められる一方、産業分類においては一般利用者にとっての分かりやすさという側面も併せて考慮する必要があり、そのため、一般になじみのある「サービスの提供」という用語の使用を必ずしも排除する必要はないのではないかと考えている。

(問2) 一般原則の「第3項 分類の基準」では、  
(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類(用途、機能など)  
(2) 財の生産又はサービス提供の方法(設備、技術など)  
(3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの(商品など)の種類  
という順序で記述がされているが、これは、国際標準産業分類での記述の順序と異なっている。合わせる必要はないか。

(答)

- 1 国際標準産業分類改定第4版(ISIC Rev. 4)では、分類の基準として、「財、サービス及び生産要素に関するインプット；生産プロセスと技術；アウトプットの特徴；アウトプットの用途」と記述されており、日本標準産業分類における分類の基準とは順序が異なっている。
- 2 ただ、国際標準産業分類では、同じ箇所の後段で、「分類作業において、これらの基準のそれぞれに適用されるウェイトは、今後、変化し続けると考えられる」とも記述しており、それぞれの基準の重要度により記述の順序がなされているわけではない。
- 3 したがって、日本標準産業分類における分類の基準の記述の順序を、国際標準産業分類のそれと合わせる必要性は必ずしもないと考えている。

(参考) ISIC Rev. 4 抜粋

Part1: Introduction

Principles, definitions and classification rules

7. All categories at each level of the classification are mutually exclusive. The principles and criteria that have been used to define and delineate these categories have not changed from previous versions of ISIC and are based on the inputs of goods, services and factors of production; the process and technology of production; the characteristics of outputs; and the use to which the outputs are put. (中略) The weight that has been applied to each of these criteria will therefore invariably change throughout the classification. (後略)

(仮訳)

原則、定義、分類ルール

7. 分類の各レベルに設けられているカテゴリーはすべて相互に独立した存在である。ISICの初版から第4版まで、これらのカテゴリーを定義し、その範囲を決めるために採用された原則や基準は変わっておらず、財、サービス及び生産要素に関するインプット；生産プロセスと技術；アウトプットの特徴；アウトプットの用途に基づいている。(中略) 分類作業において、これらの基準のそれぞれに適用されるウェイトは、今後、変化し続けると考えられる。(後略)

(問3) 「管理、補助的経済活動を行う事業所」の分類が、国際標準産業分類と異なっている。

(答)

1 「管理、補助的経済活動を行う事業所」の分類については、平成19年の日本標準産業分類第12回改定において、当時の統計審議会でも議論いただき、現在のものになっているもの。

2 ただし、前回の部会で指摘があったとおり、当該分類については経済センサス-活動調査の結果による詳細な評価がなされていない状況。

今回の産業分類の変更は、来年度に実施が予定されている経済センサス-基礎調査に適用することを考えているため、検討に当たって経済センサス-活動調査の詳細な結果を利用することはスケジュール上不可能であるが、将来、同調査詳細な結果が利用できるようになった時点で、当該分類のあり方について改めて検討することはあるものと考えている。

## 【前回答申における指摘事項への対応関係】

(問) 前回統計審議会答申における大分類「C-鉱業, 採石業, 砂利採取業」に関する指摘事項にある「統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある。」とはどのような意味であるのかを確認する必要がある。

(答)

- 1 前回統計審議会分類部会の資料や議事録等において、当該箇所の意味を説明しているものはないが、当時の関係者から聴取した範囲では、「農業」と「林業」を統合したように、鉱業を他の大分類と統合しつつ、利用上も支障がないような方法がないかを検討していたものと考えられる。
- 2 なお、前々回の統計審議会答申における「今後の課題」に、「大分類「林業」及び「鉱業」の在り方」が掲げられており(以下参照)、大分類「鉱業」は極めて数が少ないので、どこかの大分類と統合しつつ当該データを引き続き提供するような方法ができないかという視点で検討されたものと考えられる。

### ● 第11回改定時(平成14年)の統計審議会答申文(抜粋)

(今後の課題)

今回の改訂審議においては、上記「1 今回の改訂案」で記述した事項以外にも分類体系の基本的事項等について検討を行ったが、以下の事項については、今回結論を得るに至らなかったため、今後の課題として検討する必要がある。

(1) 略

(2) 大分類「林業」及び「鉱業」の在り方

大分類「林業」及び「鉱業」については、事業所数、従業者数等が極めて少ないことから、その在り方について検討する必要がある。

なお、林業については、農業との統合について検討したが、法令等により林業等に関する特定の統計データ(国勢調査)の利用を義務付けているものがあり、両者が統合されると当該データが利用できなくなるという支障が生じることから、統合すべきとの結論には至らなかった。しかし、日本標準産業分類は、統計調査結果を産業別に表示するための統計基準であり、産業構造の変化を踏まえ見直されるべきものであることにかんがみ、関係省においては、当該データを引き続き提供すること、あるいは、当該データを他のデータに代替することについて検討することが望まれる。